

東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

東大和市介護保険条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。
第3条に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、25,200円とする。

第5条第3項中「第3条第6号イ」を「第3条第1項第6号イ」に、「第3条第1号」を「第3条第1項第1号に規定する者（同条第2項の規定の適用を受ける者を含む。）又は同条第1項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東大和市介護保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料率から適用する。